平成２５年（フ）第１１４０号
福岡市東区松島３丁目９番15―101号
債務者　犬塚キヨ子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４３号
福岡市東区三苫５丁目４番37―305号
債務者　宮本三智子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４５号
福岡県大野城市筒井１丁目６番40号セジュール・ローゼ103号
債務者　増本　　修
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６２号
福岡市早良区星の原団地35番201号
債務者　蕪　　雅代
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７４号
福岡市西区上山門１丁目15番１―110号
債務者　星　　三郎
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７５号
福岡市西区上山門１丁目15番１―110号
債務者　星　　君子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７７号
福岡市博多区美野島２丁目17番10―１号
債務者　向　紀美子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１８７号
福岡市中央区今川１丁目19番７号
債務者　佐々木弘毅
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３０号
沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅803
債務者　仲原　和枝
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５９号
東京都あきる野市秋川３丁目５番地４シルフィード秋川102号
債務者　栗原　静子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
北海道野付郡別海町上春別162番地の16
債務者　飯野　郷子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第５８９号
東京都府中市幸町１丁目16番地の23アレイン幸町101
債務者　加藤　秀満
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８９号
愛知県みよし市莇生町川原１番地　市営莇生住宅Ａ棟１号
債務者　柴田　鈴江
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２７９号
横浜市鶴見区駒岡３丁目18番26号　グリーンハイツ第２―201
債務者　矢野　尚子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８４号
神奈川県大和市南林間６丁目20番４号　サザンテラス102
債務者　田島　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５３号
横浜市港北区新吉田東１丁目３番23―406号、住民票上の住所横浜市港北区綱島西６丁目３番11号　コバック・セラ101号室
債務者　佐藤　嘉子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３７０号
横浜市磯子区丸山２丁目14番３号
債務者　江本　利雄
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部